

利害関係の対立 – 市技術者としてのコンサルタント業務

ケース No.01-11

事実：

技術者 A はエンジニアリング会社である WXY Engineers (以下、WXY) の社長です。

何年もの間、WXY は、小さな市である H 市に対して直接業務を提供してきました。そして、現在、WXY は市に対して 3 つの市の個別プロジェクトの直接契約を結んでいます。この度、フルタイムの市技術者である技術者 B が市を退職しました。H 市の職員は、現在技術者 B を他のフルタイムの技術者に置き換えるか、それとも経費節減と効率向上のためにコンサルタント(WXY などの)を市の技術者として雇用して一般的なコンサルタント業務を行わせると同時に、市の個別のプロジェクトの特定の設計業務を契約のもとに行わせるかについて検討中です。しかし、H 市職員のひとり、**H 市と契約中である WXY が同時に市の技術者として業務を行うことは、利害関係の対立を招くのではないか、との問題を提起**しました。WXY は H 市内において開発者や他の民間団体の仕事をしていないので、H 市の技術者として指名されても、WXY が行う民間の顧客への業務を審査することはないであろうと思われます。

質問：

技術者 A の会社 WXY が、H 市に対し市の技術者として一般的なコンサルタント業務を担当し、市の個別のプロジェクトの特定の設計業務を契約のもとに行うことは、倫理的でしょうか？

参照：

・セクション II .4.a – 倫理規定：

技術者は、彼らの判断、又は彼らの業務の品質に影響を及ぼすか、あるいは影響を及ぼしそうな全ての既知の、あるいは潜在的な利害関係の対立を明らかにしなければならない。

・セクション II .4.d – 倫理規定：

政府または準政府団体かその部署の員、アドバイザー、または従業員など公務の技術者は、彼らまたはその組織が援助・提供する、民間あるいは公共のエンジニアリング業務に関する決定に参加してはならない。

議論：

長い間、利害関係の対立の問題は定期的に NSPE 倫理審査委員会にて考慮されてきました。1950 年代後半のその発端から、委員会は雇用、訴訟、政府役人、工事などを含む対立の問題とともに、公共と民間部門での利害関係の対立にかかわる多くの事例を考慮してきました。利害関係の対立は、明らかに技術者が業務を遂行する上で最も多く直面する倫理的問題です。

以前取り上げた BER ケース No.63-5 では、ある小さな地域で、プロフェッショナル・エンジニアの技術者 B をパートタイムで市の技術者として雇用しました。技術者 B は、フルタイムで民間会社に雇用されており、地域へのパートタイム業務は顧客への業務としての扱いとしていました。この市への業務は、通常エンジニアリング問題に関する市評議会へのアドバイス、技術的プロジェクト検討に対する提言、エンジニアリング業務の計画承認の 3 つでした。

市への一般的な相談業務に加えて、技術者 B は市評議会により、市のプロジェクトの計画と仕様の準備のために雇用されていました。そのような場合には、技術者 B は、彼の月額固定給に加えて通常の専門家としての報酬を貰いました。倫理審査委員会は、プロフェッショナル・エンジニアが市の技術者として、その地域のプロジェクトの計画と仕様の準備のために、その地域にパートタイムで雇われることは倫理的であるとはしましたが、一方、彼の助言がプロジェクトの設計のために雇用されている技術者としての彼の二次的な利害関係に影響されないよう、細心の注意を払って行動することも付け加えました。「**専門家は、彼自身の特権あるいは利害を、雇用者や顧客の特権や利害から分けるような行動を取ったり決定したりしないことは自明である。**」と、委員会は述べています。諸問題の中で、委員会は BER ケース No.63-5 は、市の技術者としての彼の立場内で作成した計画の妥当性を判断する際の現実的な疑問であると考えます。委員会は、顧客のために作成されたある技術者のプランは、顧客に雇われた技術者によって審査されなければならないという要求は NSPE の倫理条項には含まれていないことを言及しました。委員会は、顧客が自社の技術者による審査を行う権利はあるものの、BER ケース No.63-5 で行ったようにその権利は放棄することがあるとしています。このような状況のもとで、その技術者は分割されたものではない二つの立場を兼務しました。

その後の BER ケース No.74-2 では、委員会は、各自治体はその条例で義務と報酬を定義した自治体技術者を必要とするという州の条例の事例について考えました。自治体技術者の義務は自治体のサイズと種類で異なりますが、一般的には自治体の公共団体のミーティングに出席し、技術項目に対する一般的助言、租税地図の維持、敷地図と分譲地の審査、提案された施設の費用見積りを準備し、技術関連問題（排水、道路など）に関する市民の苦情の取り扱い、プロジェクトで要求されているコンサルタントの雇用に関する助言を行うことからなります。その州内にある小さな自治体の多くは、フルタイムの自治体技術者、あるいはサポートする人材を雇う資金がありませんでした。そういった場合、小さな自治体は民間のコンサルティング会社に業務を委託し、その会社の長を自治体技術者として指名しました。そのような自治体技術者に対する対価の支払いは、コストプラス方式又は固定月額方式でなされていましたが、通常は比較的安い額でした。その後、その自治体技術者の会社は、当局が必要とした首都の改良プロジェクトのいくつかのエンジニアリング業務を受託しました。この技術者が地方自治体技術者として勤め、かつ同自治体へ示された条件でエンジニアリング業務を提供するコンサルティング会社に所属することが、倫理的であることを決める際、委員会は、この小さな自治体が得ることができる最も適切なエンジニアリング業務が提供されることが公益に合致すると判断しました。同州法はこの結末に達することを意図していたものと思われる。

現実に戻って、委員会は BER ケース No.63-5 と 74-2 でなされた多くの同様な考察が本件にも適用出来ると信じています。技術者 A とその会社(WXY)がこれまで何年間も H 市に対して業務を提供してきており、H 市がその経験や専門知識から利益を得ているであろうという事実があります。そのうえで、委員会は WXY が H 市との契約がありながら、H 市の市技術者として業務を行うことが利害関係の対立を招くだろうとする H 市の職員の懸念には同意しません。2 つの以前に引用された BER ケースのみならず、その後の BER の決定も市職員の結論には同意していません。この見解は WXY が H 市内で民間の仕事をしておらず、また WXY が民

間顧客に対して行った業務の審査を行っていないという事実により補強されます。

委員会の見解は、技術者 A と H 市に対して市技術者を提供している彼の会社 WXY が彼の会社の行った仕事の審査を含まない一般的なコンサルティング業務を行い、個別の市のプロジェクトの特定な設計作業を契約のもとに遂行することは倫理的であると考えます。しかしながら、委員会は WXY が **利害関係の対立の可能性を生み出すかもしれない今後の状況（例えば、H 市内での民間の仕事や、自分自身が行った業務の審査など）を開示していく必要がある**ことを警告しています。異なった事実環境においては、新たに持ち上がる倫理上の考察に対し市はその都度対処していくことになります。

結論:

技術者 A の会社 WXY は、H 市に対し、市技術者として一般的なコンサルタント業務を担当し、特定の設計業務を契約のもとで行うことは倫理的である。

<倫理審議委員会>

E. デーヴ ドーチェスター、P.E., NSPE
ジョン W. グレゴリッツ、P.E., F.NSPE
ルイス L. ガイ、ジュニア、P.E., F.NSPE
ウィリアム D. ローソン、P.E., NSPE
ロディー J. ロジャース、P.E., F.NSPE
ハロルド E. ウィリアムソン、P.E., NSPE
ウィリアム J. ロータ、P.E., NSPE、議長

※注意

NSPE 倫理審議委員会（BER）は、NSPE 会員、他の技術者、公務員または公民から提出された真実、または仮定の倫理事例につき検討を行います。BER はそれぞれの事例について NSPE Code と以前の BER の意見に照らし審理します。それぞれの事例に含まれている事実は、BER に提出され審議された適切な事実のすべてを表しているとはかぎりません。

各意見は技術者、学生、および公衆の個々の実務の手引として意図されています。各エンジニア組織（例えば、会社、共同体、独占的所有権保持者、政府機関、大学工学部など）へ NSPE Code を適用することに対する問いに関しては、特定のビジネスの形態や種類により、各個人が NSPE Code に従うことに対し、適合を否定したり損なったりしてはなりません。NSPE Code はプロフェッショナルな業務を取り扱うものであり、実際の人間によって実行されなければなりません。実際の人物が企業機構の中で方針を確立し実行するので

す。
この意見は教育目的だけのためのものです。事例文の前、又は後にこの記述があり、NSPE 倫理審議委員会に適切に帰属していることが示されている限り、許可なしで再録可能です。www.nspe.org にアクセスして、NSPE Opinions を含む冊子を取得する方法を習得してください（または、800/417-0348 に電話をしてください）。